

<論文>

ヘーゲルの推理論と形式論理学

牧野 廣義

はじめに

小論では、ヘーゲル論理学¹⁾における「推理」の意味を考察し、あわせてヘーゲルの弁証法的論理学の立場からする形式論理学への批判と改作を取り上げ、その妥当性について検討してみたいと思う。

ヘーゲルにとって「推理」とは、単に主観的な思考の形式ではなく、現実そのものが「推理」の構造をもち、思考形式としての「推理」は、現実そのものの論理構造を把握するための形式であると考えられる。しかも通常、形式論理学において、定言推理、仮言推理、選言推理等々として区分される「推理」の諸形式は、ヘーゲルにおいてはそれ自身、実在の論理構造そのものの諸形態に根拠をもち、それを概念的に把握するための諸形式だと考えられる。小論ではこうした点について少し立ち入って考察し、形式論理学の客観的・実在的根拠の解明のための一つの手掛りとしたい。

1) テキストは次の通りである。

G. W. F. Hegel, *Wissenschaft der Logik*, 2 Bde. G. W. F. Hegel Werke in 20 Bänden, Werke 5 & 6, Suhrkamp Verlag. ヘーゲル『大論理学』(上巻の1・2, 中巻, 下巻), 武市健人訳 岩波書店。引用にあたっては、テキストおよび訳書の巻数(I od. II, 上・中・下など)と頁数のみを示す。なお訳文は適宜変更してある。

G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse* (1830), Erster Teil, *Die Wissenschaft der Logik*, Werke 8, Suhrkamp Verlag. ヘーゲル『小論理学』(上・下) 松村一人訳, 岩波文庫。引用にあたっては、テキストの параグラフ (§) のみを示す。訳文は適宜変更してある。

またヘーゲルは、形式論理学は思考の内容から切り離された思考形式のみを抽象的に取り扱い、従って現実的な「真理」(Wahrheit)を把えず、単なる形式的な認識の「正当性」(Richtigkeit)のみを問題とするにすぎず(Vgl. I. S. 29, 上—1, 17頁), しかもその思考形式自身が、「すり切れかかった糸」のようなものであり、「生命のない骸骨の骨格」のようなものであり、しかも「相互に無秩序に放り出されている」(I. S. 19, 上—1, 7頁)と批判する。しかしながら、ヘーゲルの同時に形而上学でもあるような論理学、しかも弁証法的論理学²⁾を建設するにあたって、彼は形式論理学をやはり「極めて重要な手本」であり「必要な条件」であり、また「感謝して承認すべき前提」(I. S. 19, 上—1, 7~8頁)であると考え、その根本的な改訂を試るのである。そしてこの根本的な改訂の成果を形式論理学と対比しながら検討できる重要な個所の一つが「推理」論である。こうした点で我々は、ヘーゲルの推理論を形式論理学の推理論と対比しながら、その成果の是非を問うことによって、形式論理学と弁証法的論理学との関連を考えてゆくための一つの手掛りとしてたい。

そこで小論では、まず(1)ヘーゲルにおける「推理」の意味と(2)ヘーゲルの推理論の構造を明らかにし、続いて(3)特にヘーゲルの「定有の推理」と形式論理学のいわゆる定言三段論法との比較検討を行いたいと思う。

(1)ヘーゲルにおける「推理」の意味

ヘーゲル論理学において、「推理」は第三巻「概念論」の第一篇「主観性」の中の第三章で論じられる。そこでまず「推理」の意味を明らかにする前提として、「概念論」の基本的特徴と、ヘーゲルにおける「概念」と「判断」の意味を確認しておきたい。

(a)概念と判断

ヘーゲルの論理学において、第一巻の「有論」(die Lehre vom Sein)で

2) ヘーゲルの論理学の性格については、拙稿「ヘーゲルのカテゴリー論」(日本哲学会編『哲学』No.29, 1979. 掲載)で論じたことがある。

は、まず「質」や「量」などのカテゴリー分析を通して、直接的に自立的にあるものの諸規定とそれらの「移行」(Übergehen)が考察され、第二巻の「本質論」(die Lehre vom Wesen)では、他者との媒介によってのみ自己の存在をもつ諸規定が、従って媒介や関係の諸規定が考察される。ヘーゲルはそれを「反省」(Reflexion)というカテゴリーで特徴づけている。そして第三巻の「概念論」(die Lehre vom Begriff)は、前二者の統一であり、すなわち、直接性・自立性と媒介性・関係性との統一であり、そこでは他者への関係の中において自己同一であり、他者への関係がむしろ自己自身の展開・発展(Entwicklung)でもあるような「主体」(Subjekt)の論理が考察される。ヘーゲルは「有論」と「本質論」を対比しながら、「概念論」を次のように特徴づけている。「概念の進展は、もはや移行でも、他のものへの映現でもなく、発展である。なぜなら概念においては、区別されたものがそのまま同時に相互にかつ全体と同一なものとして措定されており、規定性は全体的な概念の自由な存在としてあるからである」 (§ 161)。

そこでヘーゲルはこの「概念論」の最初に「概念」そのものを、普遍・特殊・個別の三つのモメントから成るものとして明らかにしている。まず、「概念は総体性(Totalität)であり、それ故にその普遍性(Allgemeinheit)あるいは自己自身の純粋な同一的關係の中にありながら、本質的に規定作用であり、区別作用である」(II. S. 273, 下38頁)と言われるように、概念の普遍性とは、概念の自己同一性のモメントであり、概念の自己規定や、自己からの区別を貫く同一性を示すものである。次に「特殊性」(Besonderheit)とは概念の規定性や自己からの区別、さらに他者への関係を示すモメントである。すなわち「特殊(das Besondere)は、普遍(das Allgemeine)そのものであるが、しかし特殊は普遍の区別であり、他のものへの関係であり、外への映現である」(II. S. 281, 下46頁)。さらに「個別性」(Einzelheit)とは、概念の諸規定を統一するモメントである。「個別性の中で、……概念の諸規定の不可分性が措定される」(II. S. 299, 下67頁)。しかも、「概念の各モメントはそれ自身、全体的概念(der gaze Begriff)であるが、しかし個別性、すなわち主体は、総体性(Totalität)として措定された概念である」 (§ 163, 傍点

は引用者)と述べられているように、普遍性と特殊性を統一する個別性こそが、「主体」だと扱られるのである。

このように「概念」を普遍・特殊・個別の統一として把握することが、「真なるものを実体 (Substanz) としてではなく、同様に主体 (Subjekt) として把握し、表現すること³⁾」、つまり有機的な総体性やその発展を概念的に把握するための基礎となるのである。従ってヘーゲルにとって「概念」とは、形式論理学において考えられるような、事物やその性質や関係を一般化し、抽象化して概括する主観的観念ではなく、「生きた実体」としての「主体」の論理構造を最も基礎的なレベルで把握するカテゴリーなのである。従ってまた、「概念」の三つのモメントとされる普遍性・特殊性・個別性もそれぞれ形式論理学で考えられるような、抽象的な共通性としての普遍性、より具体的な規定としての特殊性、個物の単一性としての個別性ではなく、「概念」の有機的な同一性とその下での自己規定性、および自己運動するものとしての主体性を示すカテゴリーなのである。

ところで、「概念」においては、以上のようにその諸モメントの内的な統一性が措定されるのであるが、それに対して次の「判断」(das Urteil) では、概念の統一が分割され、概念のモメントである普遍・特殊・個別がそれぞれ判断の主語または述語として、自立化させられる。ヘーゲルはこのことを、「根元的一者の根元的分割 (die ursprüngliche Teilung des ursprünglich Einen)」(II. S. 304, 下74頁) だと言う。しかし同時に「判断」においては、分割され、自立化させられた普遍・特殊・個別の関係が「繫辞」(Copura)⁴⁾ によって示される。つまり判断は例えば「E ist A」(個別は普遍である) という形式を取る。

そこで判断は、個別・特殊・普遍の直接的で抽象的な同一性を把握する低次のものから、それらの媒介的・具体的な同一性を把握するより高次のものへと、判断の諸形態が展開されることによって、根元的に分割されたものの、

3) G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Vorrede, Werke 3, Suhrkamp, S.

23. ヘーゲル『精神の現象学』上巻、「序文」、金子武蔵訳、岩波書店、16頁。訳文は少し変更してある。

展開された統一性が把握され、しかもそれらを貫く概念の同一性・統一性がより高次の次元で把握されるのである。このことは、例えば「バラは赤い」というような質的な直接性を把握する「定有の判断」から、「人間は死すべきものである」というような相対的な規定性を把握する「反省の判断」、さらに実体における類と種の統一性や、因果の必然性、および普遍・特殊・個別の具体的普遍における統一性や有機的な総体性を把握する「必然性の判断」、さらに以上のような事実判断を踏まえた価値判断としての「概念の判断」への展開の中で、示されるのである。

以上のようなヘーゲルの「概念」や「判断」についての把握は、それ自身さらに立ち入って検討すべき諸問題を含んでいるが、ここでは、ヘーゲルにおける「推理」の意味を考察するための前提として、ヘーゲル自身における「概念」、「判断」の意味を確認するだけにとどめたい。

(b) 「推理」の意味

さて「推理」(Schluß)は以上の「概念」と「判断」を踏まえて論じられる。「推理は判断の中における概念の回復であり、従って両者の統一であり、真理である」(II. S. 351, 下128頁)。つまり「判断」の諸形態の展開の中で概念のモメントである普遍・特殊・個別の同一性が再び措定されるのであるが、しかしその同一性はまだ「判断」においては、主語と述語との二項関係および繫辞²である、によって示されるにすぎない。それに対して「推理」においては、例えば「B ist A, und E ist B, also E ist A」のようにE(個別) — B(特殊) — A(普遍)の三項関係が形式上も明確になり、「概念」の統一性が「判断」の分割とその諸形態の展開を踏まえた上で、再び措定されるのである。「推理」はこうして「概念」と「判断」をモメントとして含むより高次の思考形式であり、その意味で両者の「真理」なのである。

但し、ここで注意すべきことは、ヘーゲルにとって「推理」の本質は、前提となる二つの判断と結論となる一つの判断という、三つの判断から成っていることにあるのではない、ということである。「推理が単に三つの判断から成るものと見られるにすぎないならば、それは推理において、それこそが肝心な問題である諸規定の関係を無視する形式的見解である」(II. S. 358, 下

135頁)。つまり「推理」においては、普遍・特殊・個別の「諸規定の関係」こそが問題なのである。ヘーゲルはさらに次のように言う。「事物の本性、すなわち理性的なものは、もちろん、まず第一に大前提、すなわち現存する普遍に対する特殊性の関係が立てられ、次に第二に、第一の関係とは分離された、特殊性に対する個別性関係が見い出され、そこから最後に第三に、新しい命題が明らかになる、というような過程をとるものではない。——このような別々の命題を通じて進行する推理活動 (Schließen) は、主観的な形式にはかならない。事物の本性は、事物の区別された概念諸規定が本質的な統一の中で結合されていることにある。……………——すべての事物は推理 (Schluß) である。すなわち、すべての事物は、特殊性を通じて個別性と結合された普遍である。しかしもちろん、それは三つの命題から成り立っているような全体ではない」(II. S. 358f., 下135～6頁)。

以上から明らかなように、「推理」の本質は普遍・特殊・個別の統一性があり、またそれこそが「事物を本性」を成すのであって、その意味で「すべての事物は推理である」。しかも二つの前提から結論を導出する主観的な推理活動とその形式は、こうした推理の客観的本質に根拠づけられている、というのがヘーゲルの主張である。

ここから、「推理が理性的 (vernünftig) であるだけでなく、すべての理性的なものは推理である」(II. S. 352, 下128頁) というヘーゲルの主張も理解できるであろう。すなわち、まず「推理」は普遍・特殊・個別の統一性と総体性を把握する「理性」の働きによるという意味で「理性的」である。「悟性 (Verstand) は規定された概念、つまり抽象作用と普遍性の形式によって自立的に固定された概念、の能力と受け取られる。しかし理性 (Vernunft) の中では、規定された概念はその総体性と統一の中で措定されているのである」(II. S. 351f., 下128頁)。しかしそれだけにとどまらず、現実的なものを貫く理性的原理としての「理性的なもの」は、それ自身、普遍・特殊・個別の統一性と総体性をもっており、従ってまさに「推理」の構造をもっているのである。その意味で「すべての理性的なものは推理」なのである。

この点について、ヘーゲルはさらに次のように述べている。「推理活動は古

くから理性に帰せられている。しかし他方で、即自かつ対自的な理性 (die Vernunft an und für sich), すなわち理性的原則や法則については、推理を行う前者の理性と、法則やその他の永遠の真理と絶対的思想の源泉である後者の理性とが、いかに相互に関係しているかが明らかでないような仕方、語られている」(II. S. 352, 下128頁)。それに対してヘーゲルは、主観的理性の推理活動は、それ自身「推理」の構造をもつ現実の理性的原理を、概念的に把握する活動であり、このようにして主観的理性は客観的理性と合致する、と考えるのである。

しかしもちろん、この「理性的なもの」は推理活動によって一挙に把握されるわけではない。「理性的なもの」、すなわち現実の推理構造を把握するための推理の諸形態が展開されなければならない。こうしてヘーゲルの推理論は、普遍・特殊・個別の各規定とその関係を、より直接的・抽象的に把握する推理の諸形態から、より媒介された、より豊かな規定と関係を把握する推理の諸形態へと、その展開を叙述してゆくことになる。我々はこの展開の概略とその意義を見ておきたい。

(2)ヘーゲルの推理論の構造

ヘーゲルの推理論は、A「定有の推理」、B「反省の推理」、C「必然性の推理」として展開される。

(a)定有の推理 (der Schluß des Daseins)

「定有の推理」においては、推理式の各名辞とその関係の規定が直接的で抽象的である。従ってここでは推理のモメントである普遍(A)・特殊(B)・個別(E)は、それぞれ抽象的な共通性・個物のより具体的な規定性・個々の個物という形式論理的な規定をもつ。従ってまた各規定の関係は、個別が外延的に広い規定をもつ特殊に包摂 (subsumieren) され、特殊がさらに普遍に包摂されるという関係、あるいは個別に特殊性が内属 (inhärieren) し、さらに特殊性に普遍性が内属するという関係にすぎない。ヘーゲルはこの推理を「悟性推

理」(Verstandesschluß)とも呼んでいる。ここでは例えば、
 このバラ(E)は赤い(B),
 赤(B)は色である(A),
 故にこのバラ(E)は色をもつ(A),
 というような知覚的経験に基づく推理が行なわれるにすぎない、とされる
 (Vgl. § 183 Zusatz)。

ヘーゲルはこの推理を「本来の形式的推理」(II. S. 354, 下131頁)だとして、形式論理学の推理(いわゆる定言三段論法)をここに位置づけながら、その批判と改作を行なってゆくのである。形式論理学において定言三段論法が四つの格をもつとされることに対応して、ヘーゲルも「定有の推理」を四つの格から成るものとする。しかし形式論理学が四つの格を単に推理形式の「種類」と見たのに対して、ヘーゲルは格相互の関連を「必然的な変化」(II. S. 376, 下154~5頁)、ないし「弁証法的運動」(II. S. 355, 下132頁)と捉え、四つの格相互の円環的な媒介を主張するのである。

この「定有の推理」については、形式論理学との対比において、次の節でさらに詳しく検討したい。

(B)反省の推理 (Schluß der Reflexion)

次に「反省の推理」においては、「抽象的な名辞のほかに、推理の中にまた名辞の関係が現存し、その関係が推理の結論の中で、媒介された、必然的な関係として措定される」(II. S. 380, 下159頁)。つまりここでは、各名辞の規定は「定有の推理」と同様、抽象的であるが、しかし普遍はいかにして特殊を通して個別と結びつくのか、また逆に個別からいかにして普遍へと至ることができるのかという、媒介的な関係が立ち入って問題になるのである。ヘーゲルはこの「反省の推理」として、a「全称推理」、b「帰納推理」、c「類比推理」を位置づけている。

「全称推理」(Schluß der Allheit)とは、媒辞が「すべて」という規定をもつ「現実的な具体的対象」であるような推理であり、大前提が全称命題であるような推理である。この推理は、例えば、

すべての人間(B)は死ぬ(A),
 ところでカイウス(E)は一人の人間である(B),
 故にカイウス(E)は死ぬ(A),
 というように、「すべて」の特殊を媒辞としながら、個別的なものを普遍的なものと結びつけるものである。しかしながら、この推理に対してヘーゲルは、大前提「すべての人間は死ぬ」は結論「カイウスは死ぬ」をすでに前提にしているのであって、従って「大前提は結論が正しいがゆえに、またその限りでのみ正しいにすぎない」(II. S. 383, 下162頁)と批判する。つまりヘーゲルは、「全称推理」は結論として導出する当のものを前提にしているのであって、従って個別から普遍に至る推理をすでに前提しこれに依存している、と言うのである。そしてそのような個別から普遍に至る推理とは「帰納推理」である。

「帰納推理」(Schluß der Induktion)は、経験的な個別を媒辞としながらこれを一般化して普遍を特殊の規定に結びつける推理である。つまりこの推理は、「 e_1 はBであり、 e_2 もBであり、 e_3 もBであり、……故にA(= e_1, e_2, e_3, \dots)はBである」、という形式を取る。ヘーゲルはこの推理を、

$$\begin{array}{c}
 e \\
 e \\
 A - \frac{e}{e} - B \\
 e \\
 \text{無限に}
 \end{array}$$

(II. S. 384, 下164頁)

という図式で示している。しかしここで媒辞となる個別の無限系列は決して完結せず、ヒューム以来の帰納の問題、つまり「経験的個別の単なる集合によっては、厳密な普遍性は証明できない」という問題はそのまま残るのである。そこでヘーゲルは、「全称推理」が「帰納推理」に依存していたように、「帰納推理」は「類比推理」に依存している、と考えるのである。

「類比推理」(Schluß der Analogie)とは、「個別性でありながら、それがそのまま普遍性であるような個別を媒辞としてもつ推理」(II. S. 387, 下166頁)である。つまりこの推理は「AはBである、ところでEはAと類似している、故にEはBである」という形式を取る。ヘーゲルはこの推理に関連し

て、「経験的に見い出されたあれこれの規定が、対象の内的な本性や類の中に根拠づけられていることを予感させるものは、理性の本能である」 (§ 190 Zusatz.) と述べている。しかし「理性の本能」ともいうべきこの推理によって、「これまであらゆる遊星において運動法則が見い出された。ゆえに新しく発見された遊星も、おそらく同じ法則に従って運動するであろう」 (ibid.) という洞察を得ることもあれば、「地球は一つの天体であり、かつ生物が住んでいる。月もまた一つの天体である。ゆえに月にも生物が住んでいるであろう」 (ibid.) というような皮相な推理を導くこともありうるのである。

いずれにせよ「反省の推理」は、以上のような意味で「蓋然的推理」にとどまるのである。

(c) 必然性の推理 (Schluß der Notwendigkeit)

「必然性の推理」においては、「定有の推理」におけるような各規定の直接性・抽象性は止揚され、かつ「反省の推理」におけるような経験的個別と抽象的普遍との単なる蓋然的な関係にもとどまらず、「概念」の規定としての普遍・特殊・個別の、相互に媒介された必然的關係が措定される、とヘーゲルは主張する。この「必然性の推理」は、「定言推理」、「仮言推理」、「選言推理」に区分される。

まず「定言推理」(der kategorische Schluß)は、「定言判断」をその前提としてもつ。一つの前提(小前提)では、その主語によって「実体」としての個別(E)が示され、「個別の本質的本性」(II. S. 393, 下174頁)を示す特殊(B)が述語となる。そしてこの特殊が推理の媒辞となって、これがもう一つの前提(大前提)の主語となり、これに個別の実体や種としての特殊に対する類としての普遍(A)が述語づけられる。つまり

E (実体) は B (種) である,

B (種) は A (類) である,

ゆえに E (実体) は A (種) である,

という E—B—A の推理が成り立つ。ヘーゲルはこの推理について、「各名辞は実体的内容に従って、即かつ対自的にある関係として、相互に同一的な関係の中にある。すなわちここでは三つの名辞を貫徹する一つの本質がある」

(II. S. 393, 下174頁)と述べている。しかし同時にここにはまだ「実体的同一性」があるにすぎない。つまり実体はそれを貫く必然的な本質との関わりで把えられてはいるが、まだ他者への関係や媒介における動的な同一性としては把えられていないのである。

そこで次に「仮言推理」(der hypothetische Schluß)においては、原因(A)と結果(B)、あるいは根拠(A)と帰結(B)との媒介的な必然性が把握され、表現される。仮言推理は、例えば、

もしAならばBである、

ところでAである、

ゆえにBである、

という形式を取る。ここで前提は「諸条件の総体としての内容」であり、そこから産出され、あるいは帰結する「現実としての内容」(II. S. 396, 下177頁)が結論づけられるのである。




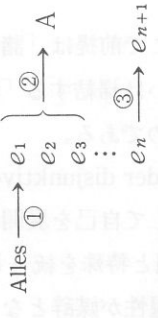
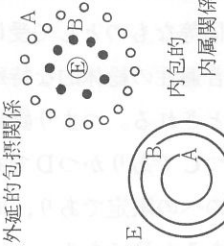
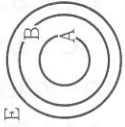
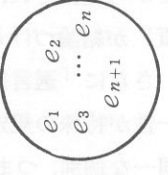

さらに「選言推理」(der disjunktive Schluß)においては、類の実体的同一性が特殊の規定を通して自己を展開する中で、その展開の中において自己同一な個別、つまり普遍と特殊を統一した個別が把握される、と考えられる。この推理においては普遍性が媒辞となるが、それは「総体性として、すなわち展開された客観的普遍性として」の普遍性である。従って「媒辞は第一に普遍性としては類の実体的同一性であるが、しかし第二に特殊性を普遍性と同等なものとして受け入れているような普遍性としてある。それゆえ媒辞は、普遍性の総体的な特殊化を含む普遍的領域としてある」(II. S. 398, 下180頁)とされる。つまり媒辞は、普遍性の総体的な特殊化として「AはBでありかつCでありかつDである」という展開を含むとともに、特殊化とは特定のものへの限定であり、同時に否定を含むものであるから「AはBであるかCであるかDである」という諸規定相互の排斥をも含むのである。そこで選言推理は、例えば、

AはBであるか、Cであるか、またはDである、

ところでAはCでもDでもない、

ゆえにAはBである、 (II. S. 399, 下188頁)

表1 ヘーゲルの推理論の構造

推理の区分	定有の推理	反省の推理	必然性の推理
推理形式とその関係	<p>第一格 (E-B-A)</p> <p>第二格 (B-E-A)</p> <p>第三格 (E-A-B)</p> <p>第四格 (A-A-A)</p> 	<p>① 全称推理</p> <p>② 帰納推理</p> <p>③ 類比推理</p> 	<p>① 定言推理</p> <p>② 仮言推理</p> <p>③ 選言推理</p> 
推理の認識論的性質	<p>知覚的経験による 抽象的・直接的規定の把握。および 数学的推理。</p>	<p>個別と普遍との経験的な媒介的推理</p> 	<p>① 実体的同一性の把握</p> <p>② 因—果関係ないし 根拠—帰結関係の把握</p> <p>③ 普—特—個の統一性・ 総体性・発展性の把握</p>
客観的なA-B-Eの関係	<p>外延的包摂関係</p>  <p>内包的 内属関係</p> 	<p>Alles od. A</p> 	<p>① (実体) $E = B$ (種差) A (類)</p> <p>② $A \Rightarrow B$ (因) (果) \Rightarrow B (帰結) A (根拠)</p> <p>③ $E \rightarrow A \rightarrow B \rightarrow B^*$</p> 

という形式を取る。こうして普遍はその総体的な特殊化を展開しながら、同時に個別として「それが何であるか」(was es ist)を確定するのである。ヘーゲルはこの「選言推理」において、「主体」であるような「実体」の自己規定的な展開が把握され、表現されると考えるのである。

以上見てきたヘーゲルにおける「推理」の構造を図式化すれば、表1のように整理できるであろう。我々はここに、客観的な普遍・特殊・個別の構造に根拠づけられながら、それを思考活動としての「推理」を通して把握し表現するための、諸形式が体系づけられていることを見ることができるであろう。しかし同時にヘーゲル自身のこの体系づけにも少なからぬ問題点があると思われるが、その点は機会を改めて論じることにして、ここでは次に「定有の推理」を形式論理学との対比においてももう少し立ち入って検討しておきたい。

(3) 定有の推理と形式論理学

すでに述べたように、ヘーゲルは「定有の推理」において、伝統的な形式論理学のいわゆる定言三段論法を批判しながら、その大胆な改作を行なっている。そのやり方は、普遍・特殊・個別の相互媒介の様式によって、推理の四つの格を区分し、しかもその格相互の「必然的な変化」ないし「弁証法的運動」を叙述するというものである。我々は、ここでこの改作の是非を検討しておきたい。

(a) 第一格 (E—B—A)

第一格では、特殊 (B) が媒辞となって、個別 (E) と普遍 (A) とが結合される。これを二つの前提と結論の形式で示すと下の左のようになり、これは形式論理学の第一格 (下の右) と一致する。⁴⁾

B—A	M—P
E—B	S—M
—————	
E—A	S—P

ヘーゲルは、「この推理の一般的な意味は、そのものとしては無限な自己関係であり、従って単に内的なものにすぎない個別が、特殊性を通して普遍性としての定有の中へ歩み出て、そこにおいて個別はもはや単に自己自身に属するものではなく、外的な連関の中に立つことになる、という点にある」(II. S. 355, 下133頁)と述べている。つまり、個別が単に個別としてののみあるのではなく、特殊な規定を媒介として、より普遍的な規定と関連づけられ、また外的な定有との普遍的な連関の中で扱えられるということである。

しかしこの推理においては、個別はその直接的な規定性として無限に多くの規定性を持ち、その規定性のいずれもが特殊性として、推理の媒辞になりうるのである。従って「個別は、各々の異なる媒辞によって、各々の異なる普遍と結合される」(II. S. 359, 下137頁)ことになる。しかもこの媒辞は、特殊性として抽象的普遍よりは具体的な諸規定をもつ。そこで「個別は同じ媒辞によっても、またより多くの普遍と結合しうる」(II. S. 359, 下137頁)のである。従って、事物の多くの規定のうちからどれが媒辞として取り上げられ、しかもその媒辞にいかなる普遍が結合されるかは、「全く偶然的で恣意的」(ibid. 同上)だということになる。そこでヘーゲルは、この推理においては、同じ対象についても全く反対の結論も導き出される、として、このことを示すためにいくつかの事例を挙げている。例えば、「壁は青く塗られたという媒辞に基づいて、壁は青くなる、と推理されたとすれば、この推理は正しい。しかしもし壁がまた〔既に〕黄色で塗られ〔てい〕たとするならば、上の推理にもかかわらず、壁は緑でありうるのである」(II. S. 360, 下138頁、〔〕内は引用者の補足)。また「遊星、衛星、彗星の太陽に対する重力という媒辞から、これらの物体が太陽の中に落ちると推論することは正しい。しかしそれらの物体はまた……………いわゆる遠心力によって動かされるために、太陽の中に落ちることはないのである」(II. S. 361, 下138頁)。ヘーゲルはこれらの例を挙げて、「このような形式的推理ほど不十分だと思われるものはない」(II. S. 361, 下138頁)と言う。

4) 形式論理学の定言三段論法の格とその諸規則については、近藤洋逸・好並英司『論理学概論』(岩波書店、1964)などを参照。

しかしながら、上の推理の不十分性は、果してヘーゲルが言うように、この推理の形式によるのであろうか。例えば、「壁 (E) は青く塗られた (B)」ことから、「青く塗られたもの (B) は青くなる (A)」という単純な認識を大前提として、「壁は (E) は青くなる (A)」と結論づけるような推理に対して、色の混合という事態を考慮に入れて、「壁 (E) は黄色の上に青く塗られた (B')」を小前提として、「黄色の上に青く塗られたもの (B') は緑になる (A')」を大前提として、ここから「壁 (E) は緑になる (A')」と結論づける推理は、それぞれ

$$\begin{array}{r}
 E-B \\
 B-A \\
 \hline
 E-A
 \end{array}
 \qquad
 \begin{array}{r}
 E-B' \\
 B'-A' \\
 \hline
 E-A'
 \end{array}$$

という同じ推理の形式を用いながら、認識の内容上の前進があるのではないだろうか。また遊星の太陽に対する「重力」から遊星の太陽への「落下」を結論づけるだけでなく、さらに「遠心力」についての認識をも前提として、遊星の楕円軌道上の運動を理解する推理も、やはり同じ推理形式によりながら、認識内容上の深まりがあるのではないだろうか。

形式論理学の推理形式は、このような認識の内容を一切捨象したものであり、その点で確かに抽象的である。しかしその点だけで推理形式の不十分性を云々するのは不適當であろう。むしろその抽象的な形式が、認識の内容的な深化をも受け入れうる形式がどうか、問題になるはずである。そしてここでヘーゲルが指摘している点だけから言えば、この推理形式は十分な有効性をもっていると言わざるをえないのである。

ところで、ヘーゲルはさらにこの第一式 (E-B-A) について、E-B と B-A という前提そのものは何ら証明されたものではない、従って前提自身が推理によって証明される必要がある、と主張する。そうすると、「2個の前提はさらに2つの推理を必要とする。しかし2つの新しい推理はさらに計4個の前提を必要とし、4個の前提は4つの新しい推理を必要とする。そして4つの推理は8個の前提をもち、その8個の前提は再び16個の前提のため

に16の推理を必要とする。以下このように幾何級数的に進んでゆく」(II. S. 362f., 下140頁)ことになる。しかしまたヘーゲルによると、「無限進行の真理は、むしろこの無限進行そのものと、それによってすでに欠陥ありと規定された形式とが、止揚されることにある」(II. S. 363, 下141頁)とされる。ではそれはいかにして可能なのか。ここでヘーゲルは、第一式の前提B—Aを媒介するものとして、Eを媒辞とする推理、および前提E—Bを媒介するものとして、Aを媒辞とする推理をそれぞれ第一格から導き出し、それらの推理による媒介によって、上のような無限進行は止揚される、と考える。そして、B—E—Aという推理形式を「定有の推理」の第二格として、またE—A—Bという推理形式を第三格として位置づけ、第一格はこれらに媒介されることによってその直接性を止揚して、より完全な推理が可能になる、と主張するのである。

ではヘーゲルのこの主張についてはどうであろうか。まず、第一格の前提自身が証明される必要があり、しかもそのためには、推理から推理への無限進行が必要だ、という点について言えば、形式論理的には、何らそのような必要はないと言える。なぜなら第一格の意味は、ヘーゲル自身が引用しているアリストテレスの言葉、「もし(wenn)三つの規定の一方の項が中間の規定全体の中にあり、かつ(und)この中間の規定が他方の項全体の中にあるというように、三つの規定が相互に関係しあうとすれば、(so)この両項は必然的に結合される」⁵⁾(II. S. 356, 下133頁)にも示されているように、第一義的には

もし	M—P	であり
かつ	S—M	ならば
		S—P である

5) ヘーゲルの引用は若干省略を含んでいるので、参考までにアリストテレスの『分析論前書』第1巻第4章の該当個所の英訳を引用しておく。

“When three terms are so related to one another that the last is wholly contained in the middle and the middle is wholly contained in or excluded from the first, the extremes must admit of perfect syllogism.”(Prior Analytics, translated by H. Tredennick, The Loeb Classical Library, Aristotle I, p. 209.)

ということである。つまり前提と結論との必然的関係が問題なのであって、必ずしも前提自身が真理である必要はないのである。従ってこの推理においては、大前提または小前提を仮定しておいて、小前提または大前提が真でありかつ結論が偽であることを示すことによって、逆に仮定した大前提ないし小前提が偽であったことを示すこともできるのである。しかも前提の真偽を問題にするとしても、前提が単称命題や特称命題である場合には、それらの経験等による直接的な確証が問題であって、推理による論証は必要ではない。また全称命題の場合も、それが演繹推理によって証明されるとは限らず、ヘーゲル自身も「反省の推理」では、「全称推理」は「帰納推理」に依存していると主張しているように、むしろ帰納推理（但しこの場合、その真偽は蓋然的にすぎないが）などが必要とされるのである。

次に、ヘーゲルが主張する第二格、第三格による第一格の媒介という論点については、第二格、第三格を検討した後で論じたい。

(b)第二格 (B—E—A)

ヘーゲルの「定有の推理」の第二格はB—E—Aという範式で示される。従って「この推理の二つの前提は、B—EまたはE—BとE—Aである」(II. S. 367, 下144頁)。この第二の前提E—Aは第1格の結論であり、従ってヘーゲルは、「第二の推理〔第二格〕は第一の推理〔第一格〕を前提とし、逆に第一の推理は第二の推理を前提としている」(II. S. 365, 下143頁)と言う。ところでヘーゲル自身、この推理について「媒辞は二度包摂される。言いかえると、媒辞は二度、主語となり、それ故に他の二つの名辞はこの主語に内属する」(II. S. 367, 下144～5頁)と述べ、さらに、「この第二格は、古くからの習慣上、何の深い根拠もなしに、第三格として呈示されてきた」(II. S. 367, 下145頁)と述べているように、これは形式論理学の第三格に相当する。つまりヘーゲルの第二格を左に、形式論理学の第三格を右に示すと、次のようになる（但し、大前提と小前提の順序は逆）。

(B—A—E) 第三格

E—B	M—P
E—A	M—S
B—A	S—P

ところで形式論理学の第三格には次の規則がある。(1)小前提(M—S)は肯定でなければならない。(なぜなら、もし小前提が否定だとすると、大前提M—Pは肯定でなければならない、従ってPは不周延となる。ところが小前提が否定だから、結論S—Pは否定となり、前提で一度も周延していないPを結論で周延させることになるから。)また(2)結論は特称でなければならない。(なぜなら小前提は肯定でなければならない、従ってSは不周延だから。)

ヘーゲルは彼の第二格が形上論理学の第三格に相当すると考えるのであるから、彼の第二格についても上の規則は妥当しなければならないであろう。そして現にヘーゲルは、この格の性格を特徴づける規則(2)について、次のようにして承認しているのである。つまり第二格B—E—Aにおいて「一方の前提E—Aは媒辞(E)が一方の項(A)に包摂される関係をもつ」(II. S. 367, 下145頁)。ところが他方の前提E—Bにおいては、形式論理学の第一格を基準とすればBがEに包摂されなければならないであろうが、しかし第二格においては逆に、あくまでもEがBに包摂されるのである。従って「結論[B—A]は、この第二格においては、単に特称的でありうるにすぎない」(II. S. 368, 下145頁)。このようにヘーゲルも、第二格の結論が特称でなければならないことを認めるのである。そしてヘーゲルが、「この推理の規定された、そして客観的な意味は、普遍〔A〕が即かつ対目的に規定された特殊〔B〕ではない、ということである」(II. S. 366, 下143頁)と特徴づける時、それは、この第二格の結論B—Aが「あるBはAである。または「あるBはAでない」というように)単に特称的にすぎない、という形式論理的な特徴と一致しているのである。

(C)第三格 (E—A—B)

第三格は、E—AとB—Aという前提からE—Bという結論を導き出す推

理である。ヘーゲルは、前提E—Aは第一格によって、そして前提B—Aは第二格によって媒介されている、と考える。そしてこの第三格について、ヘーゲルは「媒辞は普遍として、その二つの項に対して包摂するものであり、言いかえれば述語であり、決して包摂されるもの、言いかえれば主語ではない」(II. S. 370, 下148頁)と述べているが、このことから明らかなように、この第三格は形式論理学の第二格に対応する。そこでヘーゲルの第三格を左に、形式論理学の第二格を右に、それぞれ示すと次のようになる。

E—A	P—M
B—A	S—M
E—B	S—P

ところで、形式論理学の第二格は次のような規則をもっている。(1)前提の一つは肯定であり、他の一つは否定である。(なぜなら、両者が共に肯定だとすると、Mは不周延となり、逆に両者とも否定であれば、結論はなし、となるから。)従って結論は必ず否定である。また(2)大前提(P—M)は全称でなければならない。(なぜなら結論S—Pは否定であるから、Pは大前提で周延していなければならないから。)ヘーゲルも彼の第三格について、形式論理学の規則(1)を次のように認めている。「この推理も推理の一種として推理に一致すべきだとされる限り、このことは次のような仕方でのみ可能である。つまり、一方の関係E—Aが既に適切な関係をもっているのであるから、他方の関係A—Bも同じく適切な関係をもつという仕方でのみ可能である。そしてこのことは、主語と述語との関係が無関心的であるような判断において、すなわち否定判においてのみ可能である。そうすると推理は正しいものとなるが、結論は必然的に否定となる」(II. S. 370, 下148頁)。このように、ヘーゲルはこの格を特徴づける規則(1)を認めることによって、明言してはいないが、規則(2)をも認めていると見てよいであろう。

さて以上の第一格から第三格については、形式論理学の第一格から第三格が、改訂を加えられながらも、それにほぼ対応させられている。ところで、形式論理学の第四格については、普通、アリストテレスの論理学になかった

P—M

M—S

S—P

という格を、ガレノス (Galenos, 129頃~199頃) が形式を整えるために補足した、とされるが、しかし実はガレノス自身もこれを認めなかったようである。⁶⁾そしてヘーゲルも「第四格はアリストテレスの知らなかったものであり、全く空虚で、何の関心もない区別に関わるものである」(II. S. 370, 下149頁)として、これを全く否定している。ヘーゲルは、それにかわって、普遍・特殊・個別の質的な規定性とその関係を捨象してしまって、量的な同等性のみを問題にするA—A—Aという推理を、第四格として位置づけるのである。

(d)第四格 (A—A—A) または数学的推理

この推理は、「二つの事物または規定が第三のものに等しいならば、その二つは等しい」(II. S. 371, 下150頁)と定式化させる。これはちょうど、ユークリッドの『原論』第一巻の「公理」にもなっているものであり、ヘーゲルはこれを「数学的推理」とも呼んでいる。この推理は、「諸規定のあらゆる質的差異を捨象して、ただその量的同等性ないし不等性のみを抽出する形式主義」(II. S. 372, 下150頁)に基づいている。あるいはむしろ、普遍・特殊・個別を抽象的な外延の広さや内包の大きさに還元して、その関係のみを論じる「形式主義」が「定有の推理」を貫いているのであり、この「形式主義」を最も徹底させたものが、この第四格だと、ヘーゲルは考えるのである。

そこで最後に、ヘーゲルは「定有の推理」の結果を全体として特徴づけて、次のように言う。「定有の推理」の結果は、第四格のように単に抽象的なものにはとどまらない。「定有の推理全体が相互に前提しあっている」(II. S. 372, 下151頁)。従って「そこに真に存在するものは、所与の直接性に基づく直接性ではなく、媒介に基づく媒介である」(II. S. 373, 下150頁)。そこに「相互の前提作用という円環」が成立するのであり、こうして、三つないし四つ

6) Cf. W. & M. Kneale, *The Development of Logic*, Oxford, 1962, p. 183.

の格が相互に前提しあう「一つの総体性」が形成される、とされる。ここでヘーゲルが主張する「円環」とはもちろん、第一格はその前提が第二格と第三格の結論によって媒介されており、第二格は第一格と第三格によって、そして第三格は第一格と第二格によって、それぞれ媒介されている、ということである。最後にこの論点を問題として取り上げ、検討しておきたい。⁷⁾

(e) 「定有の推理」の「円環」の問題点

まず、ヘーゲルの第一格において、大前提(B-A)は第二格の結論によって媒介され、小前提(E-B)は第三格の結論によって媒介される、とされる。しかしこれは果して可能であろうか。

第一格は、形式論理的には次の規則をもつ。(1)小前提は肯定である。(なぜなら、もし小前提S-Mが否定なら結論S-Pも否定となるから、Pは周延しなければならない。しかしそのためには大前提M-Pも否定でなければならない、両前提とも否定となって、結論なしとなるから。)(2)大前提は全称でなければならない。(なぜなら、上記のように小前提は肯定であるから、小前提でMは不周延となる。従ってMは大前提で周延しなければならない。)ヘーゲル自身は、確かにこの規則には直接触れていないが、先にも引用したアリストテレスの第一格の説明(Vgl. II. S. 356, 下133頁)をヘーゲルの第一格についても妥当するものとして認めているのであるから、やはりヘーゲルの第一格にも形式論理学の第一格の規則は妥当しなければならないであろう。

ところが、第二格(形式論理学の第三格)の結論は、ヘーゲル自身も認めているように、特称でなければならない。従ってこれは、第一格の大前提は全称でなければならないという規則(2)に背反し、これを第一格の大前提とすることはできない。また第三格(形式論理学の第二格)の結論は、ヘーゲル自身が認めているように、否定でなければならない。従ってこれも第一格の

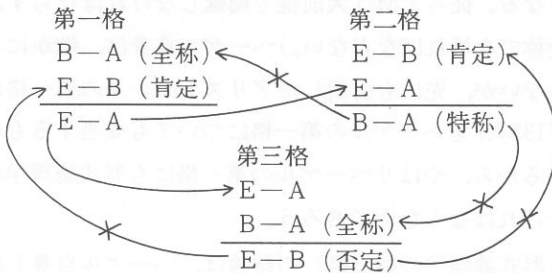
7) この問題は既に、武市健人氏が『ヘーゲル論理学の世界』下巻(福村出版、初版は1948)において、クローネー・フィッシャーのヘーゲル批判を紹介しながら論じておられる。しかし、私にはクローネー・フィッシャーの批判は少し不明確だと思われるので、以下で若干の私見を述べたいと思う。

小前提は肯定でなければならないという規則(1)に背反し、これを第一格の小前提とすることはできない。従って、各格の両前提が他の格の結論によって媒介されなければならないという、ヘーゲルの円環構造は、そもそもその出発点たる第一格において成り立たないのである。

同様にして、第二格（形式論理学の第三格）の小前提は、肯定でなければならないため、第三格（形式論理学の第二格）の結論（否定）によって媒介されることは不可能であり、また第三格の大前提は全称でなければならないため、第二格の結論（特称）によって媒介されることは不可能である。

以上のことを図で示すと図1のようになる。

図1 各格の相互媒介の成立・不成立



(→は媒介を示し、×→は媒介が成り立たないことを示す。)

こうして「定有の推理」の円環構造に関する限り、ヘーゲルの形式論理学の改作は、全く失敗だと言わなければならない。

(4)まとめ

以上、我々はヘーゲルにおける「推理」の意味を考察し、「推理」論の構造を概観し、さらに「定有の推理」を形式論理学の定言三段論法と対照しながら検討してきた。これらから明らかになった点、および今後さらに検討されるべき要点を述べて、小論のまとめとしたい。

(1)ヘーゲルの「推理」論は、形式論理学のように、思考形式だけを取り出して、それだけを形式的・抽象的に考察するのではなく、客観的現実の普遍・特殊・個別の関連とそれを思考において把握する認識の活動、およびそのための思考形式としての推理形式という、いわば三重の視点から考察されている(先の表1を参照)。この点は、推理形式そのものを客観的実在の反映として捉え、推理形式の客観的・実在的根拠を問う、唯物論的研究にも、重要な視点を提供するものと言える。

(2)しかも、現実の推理構造と推理諸形式が、より抽象的・直接的なものから、より具体的に媒介されたものへと、その弁証法的運動が展開され、叙述されている。この点も、推理形式を単なる形式の羅列としてではなく、現実の論理構造を把握してゆく人間の認識活動の深化と結びついた諸形式の展開として捉える、重要な視点を与えるものである。

(3)しかしながら、上で述べた「推理」の三重の関係のヘーゲル的把握については、多くの点で疑問とせざるをえない。

まず「定有の推理」を形式論理学の定言三段論法に対応させ、しかもこれを知覚的な経験的認識のレベルのみに位置づけることは、果して正しいことであろうか。形式的推理による抽象的・論理的操作の理論的認識における意義についても、ヘーゲル以上に積極的に位置づけるべきではないだろうか。

「反省の推理」において考察される演繹推理と帰納推理や類比推理との関連も、いわゆる「仮説—演繹法」などの現実の科学的な認識活動のあり方も踏まえて、もっと立ち入って検討すべき問題であろう。

さらにカント以来、定言判断を実体性の認識に、仮言判断を因果性の認識

に、選言判断を相互作用の認識に対応させる伝統があり、ヘーゲル自身もこれを継承しながらヘーゲル独自の立場から、定言判断・推理=実体的連関、仮言判断・推理=因果性ないし根拠—帰結の連関、選言判断・推理=概念的・発展的連関として、把えているのであるが、これらは、常にびったり結びついているわけではないであろう。例えば「朝になれば日が昇る」というような仮言判断やこれを使った仮言推理は何ら因果性を示すものではないのに対して、「月の引力が潮の干満を引き起こす」というような定言判断がかえって因果性をよく示すこともあるのである。また「人間は男であるかまたは女である」という選言判断やそれを使った選言推理も、それ自身ではヘーゲルの言う概念的・発展的連関を何ら表現するものではないことも明らかであろう。判断や推理の形式と認識内容の深化との関連については、もっと慎重な探求が必要であろう。

(4) またヘーゲルは、推理形式とその内容をあまりにも密接に関連づけようとするために、形式を形式として研究してきた形式論理学の意義を、不当に軽視しすぎると思われる。このことは、「定有の推理」における形式論理学への不適切な批判や、円環構造をもった形式的推理の体系への改作の失敗にも、示されている。形式論理学を改作して弁証法的論理学の中に組み込もうとすること自体に、無理があるのではないだろうか。しかも形式論理学は、今日では数学とも結びついた記号論理学として、命題の形式的導出そのものを研究する個別科学として発展しており、それ自身の意義を認めなければならぬであろう。

(5) では弁証法的な論理学は、形式論理学に対していかなる関係をもつべきであろうか。この問題について、私はさしあたり次のように考えたい。弁証法的論理学は、現実世界の弁証法的構造や発展を合理的に把握しうる人間の認識活動のあり方を解明し、そのための基礎カテゴリーや方法論などを研究してゆくことを課題とするものである。従って、そうした認識の発展過程の中で、形式論理学が対象とする論理諸形式や形式的な論理操作などが、いかなる位置を占め、またいかなる役割を果たすのかについて、より立ち入った解明を行なうことがその課題となるであろう。